諮問番号：平成２９年度諮問第３５号

答申番号：平成２９年度答申第３４号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人１に対して平成○○年○○月○○日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求書における審査請求人１（本件被処分者）及び審査請求人２（審査請求人１の長男）の主張の要旨

このままでは、憲法第２５条にいう健康で文化的な人間らしい生活ができない。○○○○○手帳の障害等級は１級であるのに、国民年金の障害年金が受給できるようになりその等級が２級である由縁で、生活保護の障害者加算額が１級の加算から２級の加算に減額された。他の市区町村ではこのような対応はしないし、身体・知的障害者の方にはこのような手帳と年金による差別はない。

２　審査庁

　　本件審査請求は棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人１が平成○○年○○月○○日に提出した国民年金証書により、審査請求人１が障害等級２級であることを確認したため、翌月の同年○○月より、審査請求人１の障害者加算を○○○○○○円から○○○○○○円に変更する旨の本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人１及び２は、手帳では１級であるのに年金が２級になった由縁で、障害者加算が１級から２級に減額されたことは憲法第２５条違反であること、他の市区町村ではこのような対応はしない旨主張する。

しかしながら、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされているところ、これらの書類を所持していない者について、年金の裁定が行われるまでの間は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○手帳により行うことができるものとされているが、平成○○年○○月に、審査請求人１から障害等級２級の国民年金証書の提出があったことから、処分庁は、審査請求人１の障害の程度の判定を国民年金証書により行い障害者加算を変更したものであり、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、障害の程度の判定を、原則、国民年金証書により行うという取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）に基づくものであり、本通知は地方自治法第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準であることから全国統一のものであり、他の市区町村ではこのような対応はしないという審査請求人１及び２の主張は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２９年１２月１４日　　諮問の受付

　平成２９年１２月１５日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：平成３０年１月９日

口頭意見陳述申立期限：平成３０年１月９日

　平成２９年１２月２０日　　第１回審議

　平成３０年１月１２日　　　第２回審議

**第５ 審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、法第５条は「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（３）法第８条第１項の規定により、法による保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）の別表第１において、障害者加算が規定され、在宅者１級地の加算月額は、（２）アに該当する者は２６，３１０円、（２）のイに該当する者は１７，５３０円とされており、アは「身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に掲げる身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の１級若しくは２級又は国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号）別表に定める１級のいずれかに該当する障害のある者（以下略）」、イは「障害等級表の３級又は国民年金法施行令別表に定める２級のいずれかに該当する障害のある者（中略）。ただし、アに該当する者を除く。」と定めている。

（４）局長通知第７の２の（２）のエに次の定めがある。

「（ア）障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

（イ）身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

（ウ）保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。（以下略）」

（５）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和３８年課長通知」という。）第７の６５において、局長通知第７の２の（２）のエの（イ）にいう「障害の程度が確認できる書類」には、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後１年６月を経過している場合に限り、同手帳が含まれるものとして解して差し支えない。この場合において、同手帳の１級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める１級の障害と、同手帳の２級に該当する障害は同別表に定める２級の障害とそれぞれ認定するものとする。」と定めている。

（６）「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成７年９月２７日社援保第２１８号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「平成７年課長通知」という。）に次の定めがある。

「精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は次のとおり行うことができるものとしたこと。

１　障害基礎年金の受給権を有する者の場合

（１）障害の程度の判定は原則として障害基礎年金（中略）に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳（中略）を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後１年６月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成○○年○○月○○日、処分庁は、平成○○年○○月○○日を交付日とする審査請求人１の○○○○○○○○○手帳の写しを受領し、平成○○年○○月○日付けで、障害者加算の変更決定を行った。

（２）平成○○年○○月○○日、審査請求人１から処分庁あてに、障害基礎年金の裁定請求をおこなったところ裁定が下りた旨の連絡があり、処分庁は、審査請求人１の障害基礎年金の等級は２級であること、障害基礎年金は平成○○年○月分より受給できることとなったこと、老齢年金が変更されたこと等を把握した。

（３）平成○○年○○月○○日、処分庁は同年○○月○日付けで審査請求人１の障害者加算の変更決定を行った。

３　判断

生活保護の障害者加算に関する障害の程度の判定は、上記１（４）のとおり、局長通知第７の２の（２）のエによれば、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うが、身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行う。ここでいう障害の程度が確認できる書類には、上記１（５）のとおり、昭和３８年課長通知第７の６５によれば、○○○○○○○○○手帳が含まれ、この場合、同手帳の１級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める１級の障害と、同手帳の２級に該当する障害は同別表に定める２級の障害とそれぞれ認定される。

そして上記１（６）のとおり、平成７年課長通知によれば、○○○○○○障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は、原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うが、○○○○○○○○○手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、年金の裁定が行われるまでの間は、同手帳に記載する障害の程度によって障害者加算に係る障害の程度を判定することができる。

本件で処分庁は、上記１（４）、（５）及び（６）の各通知に従い、平成○○年○○月○○日を交付日とする審査請求人１の○○○○○○○○○手帳に基づき障害者加算に関する障害の程度の判定を行ったが、その後、平成○○年○○月に、審査請求人１から障害等級２級の国民年金証書が提出されたため、同国民年金証書に基づきその障害の程度を判定し、これにより、障害者加算を変更する本件処分を行ったものである。

上記１の各法令等に照らすと、処分庁のこの判断に違法又は不当な点は認められない。

以上より、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子